新しいマニュアル免許取得方法



法改正によりMT免許の取得方法が次のように変更となりました

AT課程入校 → 第1段階 学科教習10時限 技能教習12時限 → 仮免許科試験 修了検定 → 仮免許証取得 → 第2段階 学科教習16時限 技能教習19時限 → 卒業検定 → AT卒業証明書

AT課で実施

（所内教習のみ）

AT限定解除課程開始 → 技能教習4時限 → 限定除技証審査 → MT合格証明書

MT車で実施

免許センターにて

本免学科試験 → MT免許取得



技能時限数	
AT課程	31
限定解除	4
合計	35

①AT課程で入校しAT車で卒業検定を実施
②AT限定解除教習をMT車で実施、AT限定解除技能審査をMT車で実施
③AT卒業証明書とMT技能審習合格証明書を持って免許センターへ行き、
本発学科試験に合格するとMT允許取得

※技能教習の時段数につきましては、最短時限数となっております。教室の進度や習得状況に応じて、
追加の教習が必要となる場合がございます。

仮免許の取得・本免許の受験可能年齢が18歳から17歳6ヶ月へ変更となりました。
運転免許証の交付は18歳以降となります。